

令和 8 年 2 月 13 日

沿海漁業協同組合代表理事組合長 様
定 置 漁 業 権 者 様

新潟県知事 花 角 英 世

くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の超過を防止
する具体的な管理措置の実施について（通知）

このことについて、本県におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が、知事管理漁獲可能量の 7 割を超過しましたので、「漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針」第 1 の 1 に基づき、下記のとおり具体的な管理措置の実施を助言します。

つきましては、管下漁業者に対し、通知内容の周知徹底と指導をお願いいたします。

記

1 知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の割合（令和 8 年 2 月 12 日現在）

73.7% (A/B)

〔 漁獲量 (A) : 93.624 トン
知事管理漁獲可能量 (B) : 126.957 トン 〕

2 具体的な管理措置の内容

生存個体の放流に努める。

3 対象となる期間

令和 8 年 3 月 31 日まで（漁獲枠の追加等により、漁獲量が知事管理漁獲可能量の 7 割を下回ったと認めるときは、この限りではない。）

担当：農林水産部水産課資源対策係

五十嵐

TEL 025-280-5312

FAX 025-283-0361